

参考資料

- 1 東京都環境基本計画のあり方について（概要） 1 ページ
平成 28 年 2 月 東京都環境審議会答申
- 2 地球温暖化対策計画（案）の概要 2 ページ
地球温暖化対策の計画的な推進を図るために政府が策定する総合計画
環境省が 4 月 13 日までパブリック・コメントを募集中
- 3 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために
実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（骨子案） 11 ページ
2030 年度削減目標の達成に向け、政府全体の削減目標（2030 年度に 2013 年度比 40%
削減）を設定し、その目標達成に向けた計画
環境省が 4 月 13 日までパブリック・コメントを募集中
- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について 14 ページ
- 5 電力の小売全面自由化について 18 ページ
(1) 足立区ホームページ
(2) 資源エネルギー庁リーフレット

東京都環境基本計画のあり方について〈概要〉

— 東京都環境審議会答申 —

「世界一の環境先進都市・東京」の実現

「長期ビジョン」で掲げた「世界一の都市・東京」を実現するために、環境面においても最高水準を目指す

政策体系・目標設定の考え方

経済成長と環境政策との両立、環境レガシーの形成、持続可能な都市の実現を目指し、政策を展開

- 1 スマートエネルギー都市の実現
- 2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進
- 3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承
- 4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保
- 5 環境施策の横断的・総合的な取組

目標

- 1 「長期ビジョン」との整合や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、2020年と2030年をターゲットとする。
- 2 中長期的・戦略的な政策展開を図る観点から高い目標を提示
- 3 具体的な数値による目標やロードマップなどにより都民等に分かりやすく説明

パブリックコメントの実施結果

「中間のまとめ」についてパブリックコメントを実施
 募集期間 平成27年11月20日から12月15日まで
 意見総数 9個人及び10団体 136件

各分野の主な目標、施策の方向性

分野	目標	施策の方向性
スマートエネルギー都市の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減（2000年比） [産業・業務部門] Δ20%程度 [家庭部門] Δ20%程度 [運輸部門] Δ60%程度 ● 再生可能エネルギーの利用割合30%程度（2030年） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省エネルギー・エネルギーマネジメント等の推進 ▶ オナーとテナントとの協働による中小テナントビル省エネ促進事業 ▶ 家庭における住宅の低炭素化推進事業 ▶ UDタクシー、次世代自動車の普及促進 ▶ 再生可能エネルギーの導入拡大 ▶ 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業 ▶ 需要家による再生エネルギー選択の仕組みづくり
	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料電池自動車普及台数20万台（2030年） ● 水素ステーション整備箇所数150か所（2030年） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水素社会実現に向けた取組 ▶ 水素ステーションの整備促進 ▶ 燃料電池自動車・バスの普及 ▶ 中小事業等に対する技術支援
3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年度のごみ処理率37% ● リサイクル率37% ● 2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「持続可能な資源利用」の推進 ▶ 先進企業等と共同したモデル事業 ▶ 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進 ▶ 新たなスタイルによる公共空間の美化 ▶ 災害廃棄物対策の強化
自然豊かで多様な生きものとの共生できる都市環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人（2030年度） ● 自然公園の潜在的な魅力の掘り起し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生物多様性の保全・緑の創出 ▶ 花と緑による都市環境の向上 ▶ 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大 ▶ 新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討
快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下（2030年度） ● 真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大気環境等の更なる向上 ▶ 暮らしに身近な低VOC商品の選択促進 ▶ 化学物質による環境リスクの低減 ▶ 水環境・熱環境の向上 ▶ クールスポットなど暑熱環境の改善
環境施策の横断的・総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界の諸都市との政策情報の交換や技術協力力の推進 ● 環境学習、環境広報の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内外の都市との連携、区市町村との協働等 ▶ 世界の諸都市との政策連携・技術協力 ▶ 学校教育等と連携した環境学習の充実 ▶ 東京都環境科学研究所の機能強化

地球温暖化対策計画(案)の概要

平成28年3月15日(火)

内閣官房

環境省

経済産業省

地球温暖化対策計画について

- ▶ 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、**我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画**
- ▶ 温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載

○策定に当たって踏まえるべき背景

地球温暖化の科学的知見

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第五次評価報告書(AR5)

- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。
- 工業化以前と比べて温暖化を2°C未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数ある。21世紀にわたって2°C未満に維持できる可能性が高いシナリオでは、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が2050年までに2010年と比べて40から70%削減され、2100年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下になるという特徴がある。

2020年以降の国際枠組みの構築に向けた対応と貢献案（「日本の約束草案」）の提出

「日本の約束草案」

- 2030年度の削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）。

パリ協定

- 主要排出国を含む全ての国が貢献を5年ごとに提出・更新すること
- 世界共通の長期目標として2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力を追求すること

地球温暖化対策計画(案)の全体構成

<はじめに>

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組

<第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向>

■目指すべき方向

- ①中期目標(2030年度26%減)の達成に向けた取組
- ②長期的な目標(2050年80%減を目指す)を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

<第2章 温室効果ガス削減目標>

■我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減(2005年度比25.4%減)
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

<第4章 進捗管理方法等>

■地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

- 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出

<第3章 目標達成のための対策・施策>

■国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO₂対策
 - ・部門別(産業・民生・運輸・工ネ転)の対策
- 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■公的機関における取組

■地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■特に排出量の多い事業者に期待される事項

■海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
 - －二国間クレジット制度(JCM)
 - －産業界による取組
 - －森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

<別表(個々の対策に係る目標)>

- エネルギー起源CO₂
- 代替フロン等4ガス
- 非エネルギー起源CO₂
- 温室効果ガス吸収源
- メタン・一酸化二窒素
- 横断的施策

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

○我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、**長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す**。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。「環境エネルギー技術革新計画」等を踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

○地球温暖化対策の基本的考え方

環境・経済・社会の
統合的向上

研究開発の強化、
優れた技術による
世界の削減への貢献

「日本の約束草案」
に掲げられた対策の
着実な実行

全ての主体の意識の
改革、行動の喚起、
連携の強化

パリ協定への対応
(長期的戦略的取組の検討)

P D C Aの重視

✓ パリ協定では、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を提出するよう努めるべきこととされている。

✓ 我が国の長期的、戦略的取組について引き続き検討。

排出抑制・吸収の量に関する目標

- ▶ 我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、**2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にする。**
- ▶ 2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にする。

	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の各部門の排出量の目安
エネルギー起源CO₂	1,219	1,235	927
産業部門	457	429	401
業務その他部門	239	279	168
家庭部門	180	201	122
運輸部門	240	225	163
エネルギー転換部門	104	101	73

	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の排出量の目標
非エネルギー起源CO₂	85.4	75.9	70.8
メタン(CH₄)	39.0	36.0	31.6
一酸化二窒素(N₂O)	25.5	22.5	21.1

	2005年度実績	2013年度実績	2030年の排出量の目標
代替フロン等4ガス	27.7	38.6	28.9
HFCs	12.7	31.8	21.6
PFCs	8.6	3.3	4.2
SF6	5.1	2.2	2.7
NF3	1.2	1.4	0.5

	2005年度実績	2013年度実績	2030年の吸収量の目標
温室効果ガス吸収源	-	-	37.0
森林吸収源対策	-	-	27.8
農地土壌炭素吸収源対策 及び都市緑化等の推進	-	-	9.1

単位：百万トンCO₂

計画に位置付ける主要な対策・施策①

➤ 温室効果ガス別の対策・施策を示し、26%削減目標達成に向けた道筋を明らかにする。

(産業部門の取組)

- 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証
 - BAT※の最大限導入等をもとにCO₂削減目標策定、厳格な評価・検証
- 設備・機器の省エネとエネルギー管理の徹底
 - 省エネ性能の高い設備・機器の導入、エネルギー・マネジメントシステム (FEMS) の利用

(業務その他部門の取組)

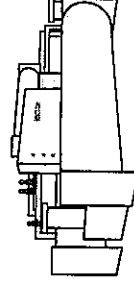
- 建築物の省エネ対策
 - 新築建築物の省エネ基準適合義務化・既存建築物の省エネ改修、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギービル) の推進
- 機器の省エネ
 - LED等の高効率照明を2030年度までにストックで100%、トランナードによる省エネ性能向上
- エネルギー管理の徹底
 - エネルギー・マネジメントシステム (BEMS)、省エネ診断等による徹底したエネルギー管理

(家庭部門の取組)

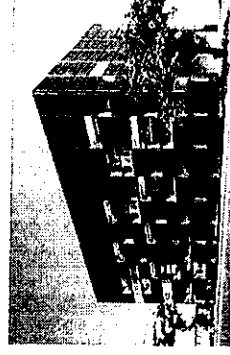
- 国民運動の推進
- 住宅の省エネ対策
 - 新築住宅の省エネ基準適合義務化、既存住宅の断熱改修、ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス) の推進
- 機器の省エネ
 - LED等の高効率照明を2030年度までにストックで100%、家庭用燃料電池を2030年時点で530万台導入、トランナードによる省エネ性能向上
- エネルギー管理の徹底
 - エネルギー・マネジメントシステム (HEMS)、スマートターを利用した徹底したエネルギー管理

※BAT: Best Available Technology

(経済的に利用可能な最善の技術)



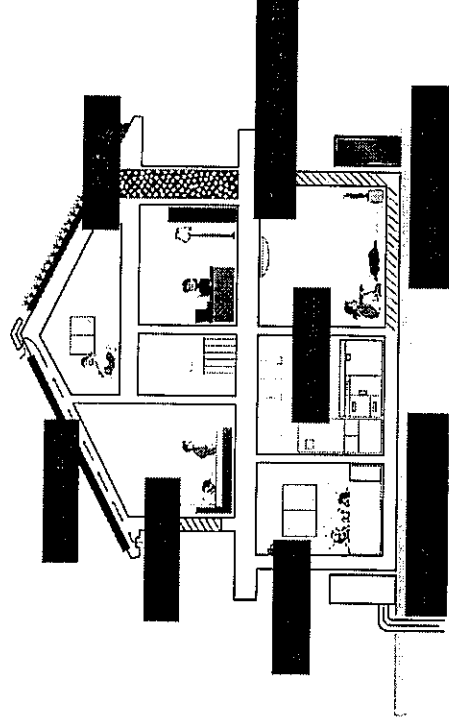
高効率空調の導入



ZEBの推進



LED照明



計画に位置付ける主要な対策・施策②

(運輸部門の取組)

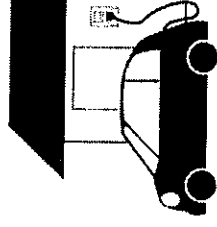
- 次世代自動車の普及、燃費改善
- 次世代自動車 (EV, FCV等) の新車販売に占める割合を5割～7割に
- その他運輸部門対策
- 交通流対策の推進、Eコドライバー、公共交通機関の利用促進、低炭素物流の推進、モータリゼット

(エネルギー転換部門の取組)

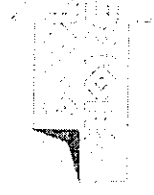
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
- 固定価格買取制度の適切な運用・見直し、系統整備や系統運用ルールの整備
- 火力発電の効率化等
- 省エネ法等の基準の強化等による電力業界全体の取組の実効性確保、BATの採用、小規模火力発電への対応
- 安全性が確認された原子力発電の活用

(その他温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源対策)

- 非エネルギーCO₂、CH₄、N₂O、代替フロン等4ガス、森林吸収源対策等の推進



次世代自動車



国民運動の展開



太陽光発電

(分野横断的施策)

<目標達成のための分野横断的な施策>

- J-クレジット制度の推進
- 国民運動の展開
- 低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成

<その他の関連する分野横断的な施策>

- 水素社会の実現
- 温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組
- 温室効果ガス算定・報告・公表制度
- 事業活動における環境への配慮の促進
- 二国間クレジット制度 (JCM)
- 税制のグリーン化に向けた対応及び地球温暖化対策税の有効活用
- 金融のグリーン化
- 国内排出量取引制度

(基盤的施策、国際協力の推進等)

- 技術開発と社会実装、観測・監視体制の強化
- GaN (窒化ガリウム)、セロ-スナリアイバ、蓄電池、海洋エネルギー、いぶき
- 2050年頃を見据えた「エネルギー・環境イノベーション戦略」
- 公的機関の取組
- 国、地方公共団体の率先的取組
- 国際協力の推進
- パリ協定への対応、JCM、REDD+
- 世界各国、国際機関との協調
- 計画の進捗管理
- 毎年進捗点検、3年ごとに見直しを検討
- パリ協定の目標の提出・更新サイクルを踏まえ対応

地球温暖化対策の進捗管理

○地球温暖化対策計画の進捗管理方法

- 地球温暖化対策推進本部は、関係審議会等による定期的な評価・検討も踏まえつつ、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況等の点検を**毎年厳格に行う**。
- 我が国の温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、**3年ごと**に計画の見直しを検討。

今後のスケジュール

○今後のスケジュール

3月15日（火） 地球温暖化対策推進本部（パブリックコメント案の了承）

3月中旬～4月中旬 パブリックコメント（30日間）

5月上旬頃 地球温暖化対策推進本部（閣議決定案取りまとめ）
地球温暖化対策計画閣議決定

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)

(1)目標、計画期間

- 26%削減目標の内訳として、業務部門におけるエネルギー起源 CO₂ を 2030 年度に 2013 年度比 40%削減する必要がある。これを踏まえ、2013 年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの 2030 年度における排出量を政府全体で 40%削減することを目標とする。
- また、2020 年度の温室効果ガス排出量の削減率の中間目標を定め、5 年間(2016 年度～2020 年度)の具体的な対策を計画に盛り込むこととする(2020 年以降も、5 年ごとにその時の取組状況を踏まえつつ、計画を見直しながら進めるものとする)。
- 2020 年度の中間目標については、温室効果ガス排出量の政府全体の削減比率を 2013 年度比で定量的に明記することとする^(注1)。
- 従来と同様、事務所の単位面積当たりの電気使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量等の補助指標についても目標設定する方向で検討。
- 以下の政府の活動については、40%削減目標の対象外とするが、排出量の把握及び排出原単位やエネルギー消費原単位の改善を行う方向で検討。^(注2)
 - 政府の船舶・航空機の使用に伴う排出：更新時の効率改善は期待できるが、排出量を左右する出動回数や距離を制御することは困難
 - 福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出：災害への対応であるため

^(注1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギーの使用の合理化の目標や、これまでの庁舎等施設のエネルギー消費原単位及び庁舎等施設で使用する燃料の燃料転換の傾向に関する分析結果等も踏まえ、率直的な取組という観点から、適切に設定する。

^(注2) 自衛隊の防衛装備品の運用に伴う排出についてはこれまでの政府実行計画の対象外としてきており、引き続き新たな政府実行計画においても同様の取扱いとしている。

(2) 主な対策

① 省エネルギー診断

- 各府省庁において、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、まず、エネルギー消費機器や熱源の運用改善（運転条件の変更等）を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ、費用対効果の高い合理的なハード対策を計画し、実施する。
- 省エネルギー診断は、大規模な庁舎（霞が関中央庁舎、延床面積が5万平米以上の地方庁舎）から順次実施する。その結果も踏まえ、2020年度までに、延床面積が5万平米未満の施設においても代表的な施設を抽出して診断を終えることを目指す。延床面積が5万平米未満の施設における具体的な省エネ診断の実施方針は、大規模な庁舎の診断終了後に定める。

② エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底（BEMSの導入等）

- エネルギー管理の徹底を図るため、各府省庁において、霞が関中央庁舎等の大規模な庁舎からビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を率先的に導入する等、見える化やエネルギー消費の最適化を図り、庁舎の省エネについて不断の改善に取り組む。
- 見える化や省エネの取組について、各府省庁間で経験を共有し、各府省庁において更なる改善につなげる。

③ LED照明

- 各府省庁において、庁舎の新設・改修時や、老朽化を前提とした既存照明の入替え時等において、2020年度までにLED照明を可能な限り率先して導入する^(注2)。

④ ソフト対策

- 庁舎のエネルギー消費実態の公開、庁舎の温室効果ガス排出量（単位面積当たり）とエネルギー消費量（単位面積当たり）のベンチマーク評価の導入、ワークライフバランスの促進（休暇の取得、残業時間の削減）等、排出削減に効果的な対策に取り組む。

⑤ 使用するエネルギーの低炭素化等

^(注2) LED照明の率先導入に関する具体的な方針は別途検討する。

- グリーン契約法に基づき、できるだけ低炭素な電気を購入する。
- 庁舎の空調や給湯の燃料を改修時により低炭素な燃料（ガス等）にできるだけ転換する。
- 庁舎への太陽光発電の導入について、引き続き取り組む。

⑥ 次世代自動車

- 各府省庁において、更新時にあわせて可能な限り率先して次世代自動車を導入することとする。

⑦ Z E B（ゼロ・エネルギー・ビル）

- 新築時の Z E B の実現に向けて検討を進めていく。

⑧ その他

- 省エネルギー性能の高い機器の率先導入、用紙の使用量の削減、再生紙等の再生品や木材の活用、水の有効利用、節水、廃棄物の減量、職員に対する研修等に取り組む。

（3）その他計画に盛り込む事項

① 府省庁ごとの実施計画の策定

- 各府省庁は、政府実行計画に即し、それぞれ実施計画を策定する。
- 各府省庁は、温室効果ガス排出量に係る 2020 年度及び 2030 年度の目標を設定する。
- 各府省庁は、P D C A サイクルを導入し、毎年点検結果を公表する。
- 各府省庁は、省エネルギー診断の結果等を踏まえ、必要に応じ、実施計画を見直すこととする。

② 政府実行計画の推進・点検

- 政府実行計画の推進・点検については、これまで同様、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会が行う。
- このため、環境省において、各府省庁の実施状況及び実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。
- 点検に当たっては、温室効果ガスの総排出量、エネルギー消費量、これらの原単位、取組項目の進捗状況について、目標値、ベンチマークとの比較評価を行うほか、組織単位の取組予定、組織単位の進捗状況について横断的に比較評価を行い、これらを併せて公表する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の 一部を改正する法律案について

平成28年3月

環境省

①国民運動の強化について (COOL CHOICEを旗印とするムーブメントづくり)

- ・我が国の26%削減目標達成には、民生部門 (家庭・業務) 4割などの大幅削減が必要であり、規制・補助金・税制優遇による誘導だけでなく、国民各界各層の意識と行動の変革をお願いする必要がある。
- ・そのため、温暖化対策計画の事項に、排出削減に関する普及啓発等を明記 (法定) し、国民運動を抜本強化。
- ・温暖化への危機感を共有し、低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の“賢い選択” (COOL CHOICE) のメリットを伝え、行動につなげていく。

幅広い関係者とも連携・協力要請し、政府全体で取り組む

重層的・波動的な普及啓発

- ・危機意識浸透のための効果的なコンテンツの作成
- ・動画等の伝達手段の活用
- ・IPCCレポート・コミュニケーションによる出前授業
- ・小・中・高校等での環境教育

- ・家電量販店、小売店等と連携したLED・省エネ家電への買換え促進
- ・LED普及キャンペーン「あかり未来計画」
- ・関係業界と連携した高効率給湯器、節水型トイレ、高断熱高気密住宅の新築・リフォームの促進
- ・自販連、自工会等と連携したエコカーの販売促進

- ・鉄道・バス業界等と連携し、公共交通の利用促進
- ・関連企業と連携し、都市部でのカーシェアリングを促進
- ・物流業界、ネット通販業界、コンビニ等と連携し、低炭素物流サービスの利用を促進

- ・自治体、産業界、メディア、NPO等と連携し、クールビズ、ウォームビズ、ウォームシェア、エコドライブ等の普及イベント開催等の広報を実施

地球温暖化に関する危機意識の浸透

- ・地球温暖化問題を身近に感じてもらうことにより、国民一人一人の自主的な行動を促す

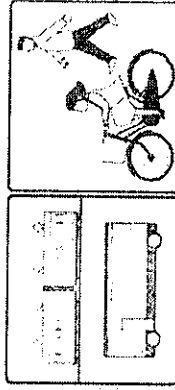
①低炭素製品への買換

- ・LED・エアコン・冷蔵庫・エコカーなどの省エネ製品
- ・高効率給湯器、節水型トイレ
- ・高断熱高気密住宅の新築・リフォーム



②低炭素サービスの選択

- ・公共交通
- ・都市部ではカーシェアリング
- ・低炭素物流サービスの利用
- ・スマートメーターによる「見える化」



③低炭素なライフスタイル転換

- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・ウォームシェア(公共施設、都市部では銭湯の利用等)
- ・エコドライブ、自転車の利用
- ・森里川海の保全・活用



低炭素マーケットの拡大・創出

経済的(省エネ)で快適・健康的(室内環境、ヒートショック防止等)な、低炭素な暮らし

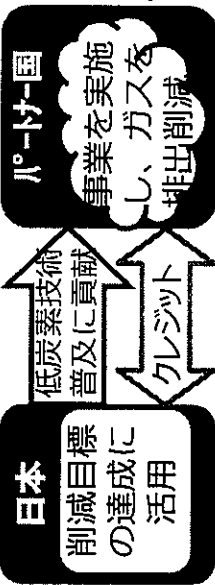
② 国際協力を通じた温暖化対策の推進

気温上昇を2度以内に抑えよとの共通目標に向け、世界全体の排出削減への国際協力が重要

- **パリ協定**では、世界共通の目標として、**気温上昇を2度より十分下方に抑える**（1.5℃に抑える努力を追求）こと、そのために、**今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収をバランスさせるよう急激に排出を削減すること**を明記。
- また、パリ協定では、**緩和全般、市場メカニズム（JCMを含む）の活用、必要とする途上国への資金・技術移転・能力開発の支援等の国際協力が規定**され、COP決定で地方自治体・民間事業者等の非政府主体の努力拡大を含む**あらゆるレベルの国際協力の重要性が強調**された。
- 我が国としても、**世界全体での抜本的な排出削減に貢献**すべく、「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」を実施していく方針（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）。
- 国内の排出削減対策はもとより、**二国間クレジット制度（JCM）**や様々な国際協力枠組みなど地球規模の排出削減に貢献する**国際協力の取組を、地球温暖化対策計画に定める事項に明記（法定）**し、一層強力に推進していく。

二国間

二国間クレジット制度（JCM）



高効率冷凍機（インドネシア） 高効率アモルファス変圧器（バトナム）

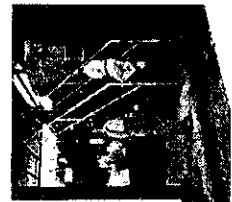
○ 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用。

○ 現在、インドネシア、バトナム等の16か国と構築済。8件の登録プロジェクトを含む69件の資金支援事業、実証事業を実施中。

※ 我が国の約束草案における位置づけ
 毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により**2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の排出削減・吸収量が見込まれる。**



日米環境政策対話や日仏環境協力覚書等を通じ、先進国としての温暖化対策の協調。



モンゴル、インドネシア、シンガポール、イラン等の途上国との環境政策対話や、専門家派遣を実施。

インドネシアの

コバネフィット技術実証施設

地域

日中韓三カ国環境大臣会合（TEM）



三カ国の環境大臣が環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化する会合。1999年より毎年開催し、本年は静岡で開催予定。

ASEAN+3環境大臣会合



持続可能な都市に関するモデル都市プログラムの支援等、ASEAN地域における環境分野での協力活動について議論。

多国間

- **G7・G20**等での多国間での議論を通じた国際的な世論喚起や**合意事項の積極的推進**。
- **OECD**等における政策検討への積極的参加と貢献。
- **国際再生可能エネルギー機関（IRENA）**による研修の実施等による人材育成への貢献

③ 地方自治体の地域レベルの温暖化対策の推進

地域の実情に応じた地方自治体の温暖化対策は、我が国の低炭素社会構築の重要な柱

【改正事項】地方公共団体の温暖化対策の実行計画を、複数の地方公共団体が共同で策定できる旨を規定。

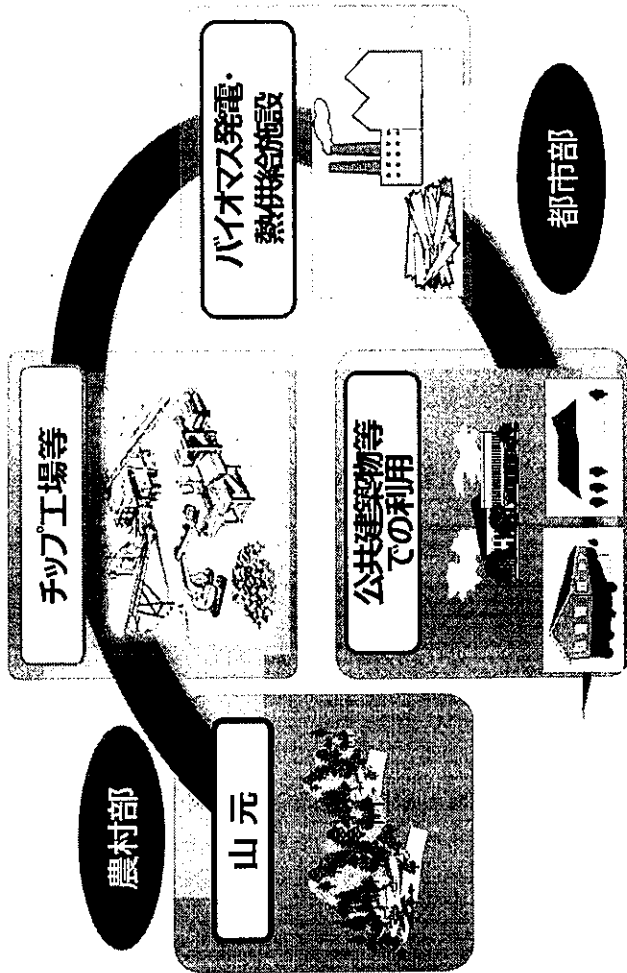
← 地域の温暖化対策は、区域をまたぐ公共交通の利用促進や、農村部の再エネの都市部での積極的な導入など、複数の地方自治体が広域的に連携して取り組むことが有効。

【改正事項】実行計画の記載事項に、「都市機能の集約」「低炭素な日常生活用品等の利用の促進」を明記。

← 各種施設等を集約し、公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくりが、地域のCO2排出の削減に有効。
 ← 「①国民運動の強化」の一環として、国と連携して、自治体が住民等に低炭素製品等の利用促進を促すことが有効。

<例> 自治体をまたぐバイオマス資源の利用促進

財政力のある都市部の自治体が、住民から出資を募り、農村部の自治体と提携してバイオマス発電事業を立ち上げ、発電設備等の導入に出資を行い、電力の供給を受ける。

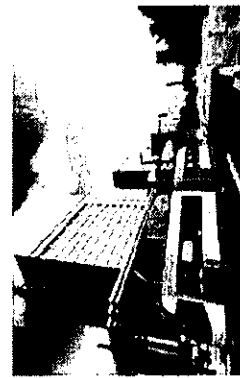
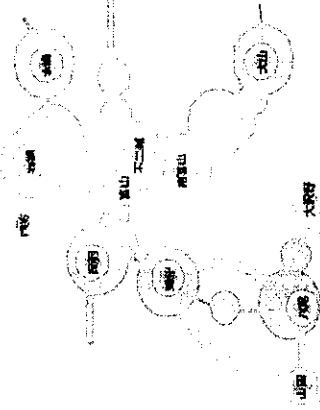


<例> 都市機能の集約

公共交通の活性化や戸建から集合住宅への住み替えの推進等により、居住・商業・業務などの都市の諸機能の集積を行う。

例：富山市が目指す「団子と串」の都市構造

「串＝公共交通」で「団子＝徒歩圏（地域の生活拠点）」をつなげることで自動車を利用しなくても日常生活に必要な機能を利用出来るまちづくり



「串」

一定以上のサービス水準の公共交通

「団子」

串で結ばれた徒歩圏

見：第2期富山市中心市街地活性化基本計画（概要版）



[ホーム](#) > [暮らし](#) > [環境・ごみ](#) > [地球温暖化・エネルギー対策](#) > 電力の小売全面自由化が始まります

更新日: 2016年3月16日

電力の小売全面自由化が始まります

電力の小売全面自由化について

平成28年4月1日から、電気の小売業の参入が全面自由化される予定です。

これまで、家庭や商店での電力契約は地域ごとの電力会社に限られていましたが、全面自由化により登録された電力会社を自由に選択し、様々な料金プランやサービスを利用できるようになります。

たとえば、太陽光・風力・水力などの環境にやさしいエネルギーを中心に電気を供給する電力会社から電気を買うことも可能になります(2.よくあるご質問と答え、4.省エネと地球温暖化対策 参照)。

一方で、電力会社を変更しない場合は、特に手続きをしなくてもそのまま電気を使い続けることが出来ます。業者からの勧誘があっても、契約を急がず、制度や条件についてしっかりと情報を収集し、比較・検討してください。

また、便乗して不要な工事の実施やサービスの購入をせまるような、詐欺まがいの勧誘にもご注意ください。

電力自由化の概要や相談先については、下記を参照してください。

1.電力小売全面自由化の仕組み・小売電気事業者一覧など

電力小売全面自由化ポータルサイト(資源エネルギー庁)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/(外部サイトへリンク)

2.よくあるご質問と答え

一般消費者の皆様へー電力小売全面自由化についてーよくあるご質問(電力取引監視等委員会)

<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/>(外部サイトへリンク)

3.相談事例・アドバイス

正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう！便乗した勧誘も気をつけましょう(国民生活センター)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160212_1.html(外部サイトへリンク)

4.省エネと地球温暖化対策

電力自由化を省エネ・省CO₂につなげよう！ー電気料金メニュー見直しの3ステップー(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

<http://www.tokyo-co2down.jp/action/power-liberalization/>(外部サイトへリンク)

5.制度や電力会社の登録についてのお問合せ先

経済産業省専用ナビダイヤル
電話0570-028-555(平日午前9時から午後6時)

6.契約に関するトラブルの相談先

電力取引監視等委員会専用窓口
電話:03-3501-5725(平日:午前9時30分から12時、午後1時から6時)
足立区消費者センター相談専用電話
電話:03-3880-5380(平日:午前9時から午後4時45分)

お問い合わせ

環境部環境政策課
電話番号:03-3880-5935
ファクス:03-3880-5604
Eメール:kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp

メールフォーム:[おしえてメール](#)

メールでお問い合わせいただく場合、お使いのメールアドレスによっては、返信することができません。
くわしくは「[足立区からメールを送信できないメールアドレス](#)」をご覧ください。

足立区 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5111(代表)

Copyright © Adachi-city. All rights reserved.

様々なサービスや料金プランの中から 自分のライフスタイルや価値感に合わせて選べる！

これまでご家庭で使う電気は、各地域の特定の電力会社からしか購入
できませんでしたが、2016年4月1日以降は、**電力の小売が全面的に自由化**
されるため、**既存の電力会社だけでなく、業種を問わず様々な事業者から**
電気を購入できるようになります。

2016年4月1日より、
電力の小売全面自由化が
スタートします！

あなたに合った電気を選べる時代へ。

2016

1月

2月

3月

4月

5月

ステップ
1

電力会社切り替え
の事前受付開始

ステップ
2

電力の小売
全面自由化開始

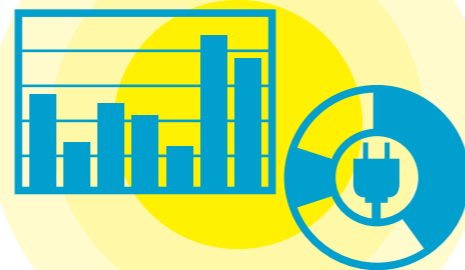
電力会社に加え、ガス・石油会社、通信・鉄道会社、商社、ハウスメーカーなども、新たな電力会社として、様々なサービスや料金プランを提供



昼夜時間別
料金のプラン



再エネ発電中心の
サービス



省エネ診断によって、使い方を
「見える化」できるサービス



使用量に応じてポイントが
もらえるサービス



ガスとのセット割引
料金プラン



携帯電話との
セット割引料金プラン

※上記の事例は、現時点で想定されるプランのイメージです。

よくある
質問
Q&A

電力小売全面自由化って、どういうことですか？

これまで家庭向けの電気は、各地域を供給区域とする電力会社だけが販売しており、電気をどの会社から買うか選択はできませんでした。2016年（平成28年）4月1日以降は、家庭向けの電気の小売業への新規参入が全面的に自由化されることにより、家庭も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

電力会社を変えるには、どうすればよいのでしょうか？

電力会社の切替を希望される場合は、切替先の電力会社にご連絡下さい。切替に要する期間は

- ①スマートメーター※への取替工事が必要となる場合は、2週間程度
- ②取替工事が不要である場合は、4日程度

です。なお、具体的な切替日は切替先の電力会社にご確認下さい。

※通信機能を有し、遠隔での検針等が可能となる新しい電力量計です。※なお、2016年（平成28年）4月の小売全面自由化開始の直前・直後など、電力会社の切替申込み数が非常に多い場合は、切替に時間がかかる可能性があります。

電力会社を変えると新たに電線を引かなければならないのでしょうか？
また、停電がたくさん起こるようになってしまう恐れはないのでしょうか？

今ある送配電網を使うので新たに電線を引く必要はありませんし、電気そのものの品質や信頼性（停電の可能性など）は、どの会社から電気を買っても同じです。契約した電力会社が電気を調達できなかった場合でも、送配電網を管理する会社はその分を補給するので、ただちに電気の供給が止まることはありません。

契約した電力会社が倒産したら電気の供給は止まってしまうのですか？

別の電力会社を選択して供給をしてもらうこともできますし、現在供給している電力会社が最後は電気の供給を義務付けられているので、ただちに電気の供給が止まることはありません。

私の住んでいる地域で、新たに電気を買うことができるようになる会社を教えてください。

国の登録を受けた会社の一覧を資源エネルギー庁のホームページに掲載しており、各社の供給予定区域の情報も掲載しています。個別には、各会社にお問い合わせ下さい。

（参考）資源エネルギー庁ホームページ・登録小売電気事業者一覧

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

2016年（平成28年）4月まで何もしないと、電気の供給は止まってしまうのでしょうか？

現在、供給を受けている電力会社から引き続き、今までどおり電気が供給されますので、ご安心下さい。

電力小売自由化についてのお問い合わせは

0570-028-555

電話受付時間 9:00~18:00
（土日祝日、年末年始を除く）

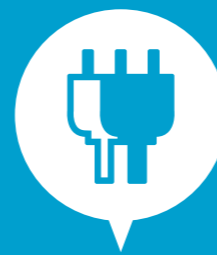
詳しくは

エネ庁 電力小売自由化

検索



http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/



あなたに合った 電気を選べる 時代へ。

電力の小売
全面自由化
スタート！

2016年4月1日

